

## 基準 10 有料老人ホーム

1 有料老人ホームを建設する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該有料老人ホームの権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであること。
- (2) 当該有料老人ホームが病院又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携する等、当該施設の機能、運営上の観点から適切な位置に立地すること。
- (3) 当該有料老人ホームの設置につき、本市有料老人ホーム担当部局と「前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づく事前協議が済んで「事前協議終了通知書」を取得しており、適切な施設の開設が確実であること。
- (4) 当該有料老人ホームの立地につき、市長が、都市計画の観点から支障がないと認めたものであること。

- 1 有料老人ホームとは、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームで設置及び運営が厚生労働省の策定する有料老人ホームの設置運営指針における基準に適合しているものをいう。

申請地の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。

本基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。